

貿易一般保険包括保険（機械設備・鉄道車両・船舶：特定2年未満案件） 手続細則・新旧対照表

新	旧	備考
<p>貿易一般保険包括保険（機械設備・鉄道車両・船舶：特定2年未満案件） 手続細則</p> <p>平成13年4月1日 01 - 制度 - 00024 沿革 <u>平成26年12月19日</u> 一部改正</p>	<p>貿易一般保険包括保険（機械設備・鉄道車両・船舶：特定2年未満案件） 手続細則</p> <p>平成13年4月1日 01 - 制度 - 00024 平成25年9月24日 一部改正</p>	
<p>貿易一般保険包括保険（機械設備）特約書、貿易一般保険包括保険（鉄道車両）特約書及び貿易一般保険包括保険（船舶）特約書（以下「貿易一般保険包括保険（設備財）特約書」という。）の対象となる契約（以下「対象契約」という。）のうち、別表1に定める一の契約に該当するもの（以下「特定2年未満案件」という。）に係る手続については、次に定めるところによる。</p>	<p>貿易一般保険包括保険（機械設備）特約書、貿易一般保険包括保険（鉄道車両）特約書及び貿易一般保険包括保険（船舶）特約書（以下「貿易一般保険包括保険（設備財）特約書」という。）の対象となる契約（以下「対象契約」という。）のうち、別表1に定める一の契約に該当するもの（以下「特定2年未満案件」という。）に係る手続については、次に定めるところによる。</p>	
<p>第1条～第27条 （略）</p>	<p>第1条～第27条 （略）</p>	
<p><u>附 則</u> <u>この改正は、平成27年1月5日から実施する。</u></p>		

新	旧	備考
<p>別表 1 対象契約のうち、代金等の全額（一部前払いの場合はその残金）が各船積日から2年未満に決済される一の契約。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 日本貿易保険が保険契約締結を内諾したもの 2. フルターンキー特約（フルターンキー契約における輸出貨物等について生じた損失に係る貿易一般保険の取扱いについて（平成13年4月1日 01 - 制度 - 00042）に規定する特約をいう。）を付して保険契約を締結するもの 3. 共同保険（共同保険の取扱いについて（平成13年4月1日 01 - 制度 - 00062）に定めるものをいう。）に係る保険契約を締結するもの 4. 支出費用特約（支出費用に係る貿易一般保険の取扱いについて（平成13年4月1日 01 - 制度 - 00043）に規定する特約をいう。）を付して保険契約を締結するもの <u>5. プラント等増加費用特約（プラント等増加費用に係る貿易一般保険の取扱いについて（平成26年12月19日 14 - 制度 - 00223）に規定する特約をいう。）を付して保険契約を締結するもの</u> <u>6. フルターンキー契約その他の完成納期以降の日を船積期日として保険契約を締結するもの（完成納期案件）</u> <u>7. エスカレーションクローズ付きのもの</u> <u>8. 対象契約の締結の相手方又は代金等の支払人のいずれかが二以上のもの</u> <u>9. 被保険者が二以上のもの</u> <u>10. 表示通貨と異なる通貨による決済条件付のもの</u> <u>11. 起算点から最終の決済等の期限までの期間が1年を超え、かつ、元本の決済等が均等に分割して行われるもの</u> <u>12. 前各号に該当しないものであって、船積実行日を起算としない決済（リテンション決済を除き、決済期日が二以上のものに限る。）を含むもの。ただし、被保険者がこの手続細則による保険契約の申込を希望する場合は、この限りではない。</u> <u>13. 対象契約の相手方（対象契約の締結の相手方と当該対象契約に係る代金等の支払人が異なる場合には、いずれかのもの。）が</u> 	<p>別表 1 対象契約のうち、代金等の全額（一部前払いの場合はその残金）が各船積日から2年未満に決済される一の契約。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 日本貿易保険が保険契約締結を内諾したもの 2. フルターンキー特約（フルターンキー契約における輸出貨物等について生じた損失に係る貿易一般保険の取扱いについて（平成13年4月1日 01 - 制度 - 00042）に規定する特約をいう。）を付して保険契約を締結するもの 3. 共同保険（共同保険の取扱いについて（平成13年4月1日 01 - 制度 - 00062）に定めるものをいう。）に係る保険契約を締結するもの 4. 支出費用特約（支出費用に係る貿易一般保険の取扱いについて（平成13年4月1日 01 - 制度 - 00043）に規定する特約をいう。）を付して保険契約を締結するもの <u>5. フルターンキー契約その他の完成納期以降の日を船積期日として保険契約を締結するもの（完成納期案件）</u> <u>6. エスカレーションクローズ付きのもの</u> <u>7. 対象契約の締結の相手方又は代金等の支払人のいずれかが二以上のもの</u> <u>8. 被保険者が二以上のもの</u> <u>9. 表示通貨と異なる通貨による決済条件付のもの</u> <u>10. 起算点から最終の決済等の期限までの期間が1年を超え、かつ、元本の決済等が均等に分割して行われるもの</u> <u>11. 前各号に該当しないものであって、船積実行日を起算としない決済（リテンション決済を除き、決済期日が二以上のものに限る。）を含むもの。ただし、被保険者がこの手続細則による保険契約の申込を希望する場合は、この限りではない。</u> <u>12. 対象契約の相手方（対象契約の締結の相手方と当該対象契約に係る代金等の支払人が異なる場合には、いずれかのもの。）が</u> 	

貿易一般保険包括保険（機械設備・鉄道車両・船舶：特定2年未満案件） 手続細則・新旧対照表

新	旧	備考
<p>貿易一般保険包括保険（設備財）特約書第4条第2項各号のいずれかに該当するものであり、かつ海外における特定の事業の実施を目的として設立された外国法人（SPC）に該当するもの（貿易一般保険包括保険（船舶）特約書の対象となるものを除く。）</p> <p><u>14.</u> 日本貿易保険が内容変更等を承認したもの</p> <p><u>15.</u> 一般案件手続細則によるべきものとして日本貿易保険が認めるもの</p>	<p>貿易一般保険包括保険（設備財）特約書第4条第2項各号のいずれかに該当するものであり、かつ海外における特定の事業の実施を目的として設立された外国法人（SPC）に該当するもの（貿易一般保険包括保険（船舶）特約書の対象となるものを除く。）</p> <p><u>13.</u> 日本貿易保険が内容変更等を承認したもの</p> <p><u>14.</u> 一般案件手続細則によるべきものとして日本貿易保険が認めるもの</p>	
<p>別表2～別表6 （略）</p>	<p>別表2～別表6 （略）</p>	